

コンプライアンスの充実に向けて

お客さま、株主の皆さまから高い評価を受ける銀行となるためには、健全な業務運営の基礎となる「コンプライアンス体制」を確立しなければなりません。

当行では、銀行の持つ社会的責任と公共性を強く認識し、コンプライアンスの充実を経営の最重要課題ととらえ、法令や社会的規範の遵守の徹底、企業倫理の確立に日々努めております。

コンプライアンス体制の充実

当行は、これまでコンプライアンス体制を充実させるために、組織体制の整備に取り組み、平成11年6月には、コンプライアンスの観点から当行全体の業務運営を一元的に統括管理する部署として総合企画部内にコンプライアンス統括室を設置いたしました。

コンプライアンス統括室では、行内外文書や新業務・新商品開発時の事前チェック、全部店に配置済みのコンプライアンス担当者や関連部との連携を通じた日常業務におけるコンプライアンス状況の管理・指導、さらにコンプライアンスに関連する規定・マニュアル類の整備など、コンプライアンス関係諸事項の一元的管理を行っております。

また、コンプライアンスに反する行為の報告・相談窓口を設置するなど、内部牽制機能の強化にも努めております。

法務問題への対応については、業務管理部法務グループが法務全般を管理する専担部署として、本部・営業店からの照会や相談に対して法的な問題点を十分検証し、必要に応じて弁護士に照会するなど、法的なトラブルを未然に防止する体制を構築しております。

さらに、監査法人の外部監査実施による、コンプライアンス体制のより一層の高度化にも取り組んでおります。

コンプライアンス実践の徹底

当行の「企業理念」を実践するため、コンプライアンスの基本方針として「企業倫理」を、またコンプライアンスの遵守基準として「行動指針」を平成11年に制定しております。

平成12年5月には、コンプライアンスを遵守していくうえで必要と思われる事項を一元的にまとめた「コンプライアンス・ガイドライン」を全役職員に配布し、コンプライアンス実践の徹底を図っております。平成14年12月には同ガイドラインの全面改定を行い、実効性の向上を図りました。

また、各部店における研修会の定例開催、専用「チェックリスト」による遵守状況の日常的なモニタリングの実践、ビデオ「コンプライアンス講座」の発刊、コンプライアンス統括室の営業店巡回による相談・指導の実施などにより、コンプライアンス実践のさらなる充実・強化に努めております。

「企業倫理」・「行動指針」の内容

企業倫理

1. 社会的責任と公共的使命の自覚
2. 法令やルールの厳格な遵守
3. 社会に開かれた透明な経営
4. 反社会的勢力との対決

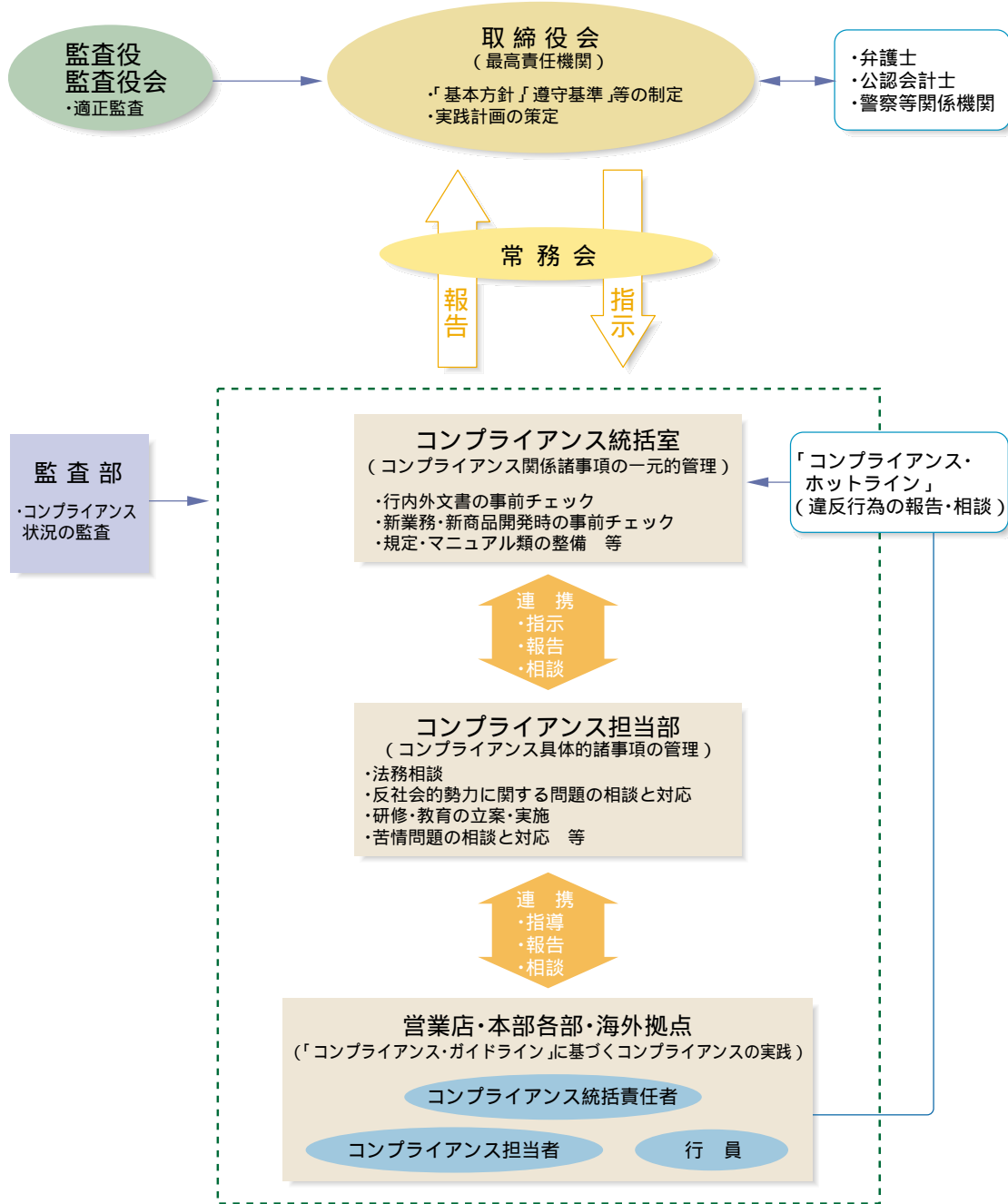
行動指針

1. 法令やルールの理解と遵守
2. 信用の維持・向上
3. 報告・連絡・相談
4. 公私の区別
5. お客さまへの誠実な対応
6. 反社会的勢力への毅然とした対応

コンプライアンス・プログラム

当行は、平成12年度以降コンプライアンス充実のための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を、毎年取締役会で策定し、これに基づいた諸施策を展開し、コンプライアンスの行内への浸透に努めております。平成15年度も「コンプライアンス・プログラム」を策定し、役職員一丸となって日々実践に努めております。

コンプライアンス体制図



群馬銀行の金融商品の勧誘に関する方針

私たちは、お客さまのニーズに合った、質の高い商品やサービスを提供するため、金融商品の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまにご満足いただけるよう努めます。

1. お客さま本位の適正な勧誘を行います。
 私たちは、お客さまの知識、経験、収入や資産の状況などに照らして、お客さまにふさわしいと思われる商品の勧誘を行います。私たちは、お客さまのご迷惑となる時間帯、場所や方法での勧誘は行いません。
2. お客さまに十分ご理解いただける説明に努めます。
 私たちは、商品内容やリスク内容などについて、適切で分かり易い説明を行い、お客さまにご理解をいただくよう努めます。私たちは、お客さまが、ご自身の判断で、商品の選択や購入を決定いただけるよう、正確で質の高い情報の提供に努めます。
3. 適正な勧誘を行うための内部体制整備や自己研鑽に努めます。
 私たちは、法令等の遵守体制充実のほか、一人ひとりが、日々、金融商品知識の習得、研鑽に努めます。